

第 36 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 12 月 11 日（水） 13 時 55 分～14 時 55 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（16 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	4 番委員	古川 榮
5 番委員	工藤 守	7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌
9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣
12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明
15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治
19 番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（2 名）

3 番委員	對馬 忠法	6 番委員	高井 美奈子		
-------	-------	-------	--------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-1	赤平 和総				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 135 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 136 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 137 号 令和 7 年平川市農作業標準賃金について

報告第 105 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 106 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和 (委員全 員)	(省略) 【開会 14 時 01 分】
議長 (今井龍 美)	これより、第 36 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、18 名中 16 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するこ とにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 15 番桑田委員、19 番長尾委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませ んか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ 関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓 ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 135 号から第 137 号の 3 件、ほかに報告が 3 件でございます。 現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ のまま採決をとりたいと思います。 はじめに、議案第 135 号を議題とし、事務局に説明を求めま す。
坂口主査	1 ページをご覧ください。

議案第 135 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、214 番は経営拡大、215 番は耕作便利、216 番から 4 ページの 222 番は贈与によるものです。

なお、217 番から 219 番は共有持ち分の贈与で、兄弟で所有していた持分を兄弟のうち一世帯の家族で所有することになりました。

件数は 9 件、面積 10,537 m²、田 5 筆 3,920 m²、畑 9 筆 6,617 m²です。

次に、5 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、246 番は貸人の要望、247 番から 7 ページの 255 番は経営拡大、8 ページの 256 番と 257 番は基盤法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 12 件、面積 79,534 m²、田 35 筆 75,992 m²、畑 1 筆 3,542 m²です。

今回、申請のあった案件については、別添 2 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 135 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第 136 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤補佐	9 ページをご覧ください。 議案第 136 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。 総会資料とは別に配布しております、別添 3 売買価格一覧と合わせて、10 ページをご覧ください。 所有権移転について、298 番から 13 ページの 309 番まですべて経営拡大によるものです。 件数は 12 件、面積 38,981 m²で、田 21 筆 37,709 m²、畑 2 筆 1,272 m²です。 次に 14 ページをご覧ください。 利用権設定について、78 番から 80 番まで、すべて経営拡大によるものです。 件数は 3 件、面積 12,657 m²で、地目はすべて田です。 今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 農用地利用調整会議に出席されました 16 番小山内委員、19 番長尾委員、疑問点等がありましたらお願いします。
担当委員	(「特にありません」の声あり)
議長	それでは、所有権移転の 308 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、所有権移転の 308 番は、阿部推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、阿部推進委員に退席を求めます。 (阿部推進委員 退席)
議長	それでは、所有権移転の 308 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 阿部推進委員の入室を許可します。 (阿部推進委員 着席)
議長	次に、議案第 137 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤補佐	15 ページをご覧ください。 議案第 137 号 令和 7 年農作業標準賃金について、別紙のとおり決定したいので、審議を求めるものです。 総会資料とは別に配布しております、別添 4-1 と合わせて、16 ページをご覧ください。 皆様もご承知のとおり、標準賃金については、今年 1 月から農業委員・推進委員から 6 名を選抜して協議を重ね、その結果を今年 9 月の第 33 回総会後に皆様へご提示させていただきました。その際に皆様方からは特に意見がなかったことから、青森県における最低賃金の改正に合わせて、今回正式に審議していただくことになります。 12 月 3 日に今井会長、山口代理、事務局の三者で協議した結果、まず「1 臨時雇用労賃」は、青森県の最低賃金が前年から 55 円増

の「1 時間当たり 953 円」となったことを受け、1 日 8 時間として換算した「7,624 円」の 100 円未満を切り上げた「7,700 円」に設定します。中段の「果樹のせん定」については、昨年の額へ今回の最低賃金前年比 106.13%を乗じた額、10,300 円～12,900 円に設定します。なお、下段のオペレーターについては、昨年公表された周辺市町村の労賃と比べ、同等より上の金額となっていたことから、令和 7 年は据え置くこととします。

次に、「2 請負料金」ですが、下段の畦塗りとスプレーヤーは据え置き、他はすべて 200 円～800 円の増額とします。なお、9 月にも説明しましたが、明記がなかった消費税の取扱いについては「税込」である旨を明記し、代かきは「荒代かき」へ一本化、コンバインについては運搬「なし」から運搬「あり」へ変更します。

ここに至るまで、機械及び物価、燃料費の高騰など様々な観点から根拠を模索し、増額のふり幅についても話し合いの中で賛否が分かれてましたが、この価格に落ち着いたという経緯がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 137 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告 3 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査

17 ページをご覧ください。

報告第 105 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

佐藤補佐

18 ページをご覧ください。これは、令和 6 年 10 月から 11 月までの間に、相続による届出があった一覧となります。件数は 23 件、面積 168,877 m²、田 71 筆、畑 88 筆、計 159 筆です。

20 ページをご覧ください。

報告第 106 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 5 関連案件一覧と合わせて、21 ページをご覧ください。

158 番は他者へ売却するため、159 番と 160 番は借受人へ売却するため、161 番から 22 ページの 163 番は借受人の要望により解約するものです。

件数は 6 件、面積 36,008 m²、田 12 筆 30,193 m²、畑 3 筆 5,815 m²です。

23 ページをご覧ください。

報告第 107 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について、令和 5 年 1 月から令和 6 年 11 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、別紙のとおりとなっているので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4-1、4-2 と合わせて、24 ページをご覧ください。

今回報告する賃借料情報は令和 5 年 1 月から令和 6 年 11 月までの 23 ヶ月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額、データ数（筆数）で表記しています。

水田については、平均額で平賀・尾上地域が 9,400 円、碓ヶ関地域と平賀地域の山間地が 6,500 円、畑については、普通畑が 9,500 円、樹園地が 11,200 円という結果となりました。

このことを受けて、先般 12 月 3 日に、会長、会長職務代理、事務局 3 者において協議したところ、農地賃借料の「畑」の部については、この平均額を採用することとしました。

次に、「水田」の部ですが、例年、米価の変動等に対応でき、現状に即した賃借料情報の提供をするため「物納」を基準として設定しておりますが、令和 6 年産のまっしぐらにおける J A1 等米の概算額を参考にして、平賀・尾上地域の圃場整備済の田においては、10 a 当たりの参考対価は「玄米 1 俵」、現金換算額を「15,000 円」としました。

また、碓ヶ関地域や平賀地域の山間地の田においては、上記地域の8割を目安といたしまして、10a当たりの参考対価は「玄米0.8俵」、「現金換算額を12,000円」といたします。

私からは以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

【休憩 14時20分】

【再開 14時35分】

議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。
報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたら
お願いします。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て
終了いたしました。
よって、第36回総会を閉会いたします。

【閉会 14時55分】